

農業委員会法7条「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」
令和8年度瑞穂町農業委員会活動指針

令和8年3月23日
瑞穂町農業委員会

1 基本方針

豊かな自然に恵まれた狭山丘陵の最西端に位置する瑞穂町の農業は、新鮮な農畜産物を供給することで町民の消費生活安定と向上に大きな役割を果たしてきた。しかし、近年、本町でも都市化による農地の減少、農地の違反転用、また農業従事者の高齢化による担い手・後継者不足、耕作放棄地の増加など、様々な問題をかかえている。

このような厳しい状況下において、瑞穂町農業委員会は、担い手の育成・支援、耕作放棄地の解消、農地の適正管理及びその指導、そして安全で安心な農畜産物を消費者に提供できるよう、関係各機関と協力のうえ活動を展開していく。

2 活動計画等

(1) 総会の開催

農業委員会等に関する法律第6条に規定する所掌事務を処理するため、会長は瑞穂町農業委員会会議規則第2条の規定により、会長が必要と認めるとき総会を招集する。

(2) 活動記録

活動記録カードを活用し、農業委員・農地利用最適化推進委員一人ひとりが農業者の代表として目に見える農業委員会活動の推進を図る。

(3) 担い手対策

担い手の育成・支援活動を推進し、担い手の確保に努める。

(4) 耕作放棄地解消

農地所有者の貸付・売買等の意向を把握し、町内・町外問わず意欲のある農業者へ農地を集積し農地等の利用の最適化の推進を図る。

(5) 農地の適正管理・違反転用の防止

6月と10月を農地管理・流動化推進月間とし、農地管理パトロールを実施するとともに、日常から農地巡回を行い、管理不十分な農地については適正に管理するよう指導し、農地の荒廃化・違反転用の防止に努める。

(6) 住民との交流

町のイベントへの参加、また農業委員会主催のイベントを積極的に企画し、住民が農に触れる機会を提供するとともに、瑞穂町農業をPR、農業への理解・関心を深めてもらうよう活動する。

(7) 情報活動の推進

町のホームページへ農業委員会の情報を掲載する。また、「農業委員会だより」を発行し、農業者だけでなく住民にとっても有益な農業関連情報を提供する。また「全国農業新聞」の購読拡大に努める。

(8) 関係行政機関等への意見の提出

「農地等の利用の最適化の推進」に関する施策の改善について、農業者と座談会等を実施し、農業者の意見を汲取り、必要がある場合には、関係行政機関等に対し意見の提出を行う。

(9) 委員研修の実施

先進地の視察や農業委員として見識を深める研修などを、具体的なテーマ毎に実施し農業施策に役立てる。

(10) 農地の保全・利活用ステップアップ運動の推進

農地の保全および利活用をより一層進めるため、具体的な取り組み目標を定め、農業委員会組織活動および農業委員による地域活動に取り組む。

3 最適化活動の推進について

令和4年2月2日付け農林水産省経営局長通知により「農業委員会による最適化活動の推進等について」が発出された。瑞穂町農業委員会は、同通知に基づいて活動目標の設定、活動内容の記録、目標に照らしての成果の点検・評価を行ったうえで公表をすることとする。

(1) 最適化指針の具体的な目標、評価方法について

農地等の利用の最適化に関する指針として、以下の3項目について取り組むものとする。

I 遊休農地の発生防止・解消

①目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B)/(A)
現状 (令和5年4月1日)	243ha	6.5ha	2.7%
3年後の目標 (令和8年4月1日)	243ha	3.9ha	1.6%
目標 (令和13年4月1日)	243ha	0ha	0%

②推進方法：上記2(4)及び2(5)の取り組みを通し推進する。

③評価方法：遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

II 担い手への農地利用の集積・集約化

①目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B)/(A)
現状 (令和5年4月1日)	243ha	29.7ha	12.2%
3年後の目標 (令和8年4月1日)	243ha	31.1ha	12.8%
目標 (令和13年4月1日)	243ha	33.5ha	13.8%

②推進方法：上記2(3)及び2(4)の取り組みを通し推進する。

③評価方法：農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

III 新規参入の促進

①目標

	新規参入者数(個人) (新規参入者取得面積)	新規参入者数(法人) (新規参入者取得面積)
現状 (令和5年4月1日)	16人 (8.4ha)	2法人 (2.3ha)
3年後の目標 (令和8年4月1日)	18人 (9.8ha)	2法人 (2.3ha)
目標 (令和13年4月1日)	21人 (11.9ha)	3法人 (3.3ha)

②推進方法：上記2（3）及び2（4）の取り組みを通し推進する。

③評価方法：新規参入者の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。